

○海部地区水防事務組合公告式条例

昭和 48 年 5 月 2 日
条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 16 条の規定に基づく組合の公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例及び規則の公布)

第 2 条 条例及び規則を公布しようとするときは、番号、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例及び規則の公布は、次の掲示場に掲示して行う。

関係市役所前掲示場

関係町村役場前掲示場

(規程の公表)

第 3 条 前条の規定は、管理者の定める規程で公表を要するものに準用する。

(管理者以外の機関の規則及び規程の公表)

第 4 条 第 2 条の規定は、管理者以外の組合の機関の定める規則及び規程で、公表を要するものに準用する。この場合において、同条中「管理者」とあるのは、「当該機関を代表するもの」と読み替えるものとする。

(その他の公表)

第 5 条 管理者その他組合の機関が行う処分等で公表を要するものは、第 2 条第 2 項に定める掲示場に掲示するものとする。

附 則

この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。